

令和3年度

第1回 東京都教員育成協議会

令和3年7月8日(木)
オンライン開催
午後3時から午後5時まで

< 次 第 >

1 挨拶

教育監 増田 正弘

2 委員自己紹介

3 協議・報告

(1) 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の改定について(協議)

(2) 東京教師養成塾の取組について(報告)

4 事務連絡

・第2回 東京都教員育成協議会

令和3年10月中旬開催予定 午後3時から午後5時 都庁内会議室(後日連絡)

<資料一覧>

【資料0】「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について

【資料1】「指標」改定のポイント

【資料2】表紙(1ページ)改定案

【資料3】指標(2, 3ページ)改定案

【資料4】教育課題(4ページ)改定案

【資料5】東京教師養成塾概要

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について

社会状況や子供を取り巻く環境の変化に伴い、学校教育における課題は一層複雑化・多様化しています。そのため、これからの教員には、今までの指導方法を見直し、工夫・改善するとともに、保護者や地域、関係機関等と連携・協働する力の育成が必要となっています。

東京都教育委員会では、これら学校を取り巻く社会状況の変化に対応できるよう、平成20年10月に「東京都教員人材育成基本方針（平成27年2月一部改正）」を策定し、計画的に人材育成に取り組んできました。

今般、教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行により、教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長・副校長及び教員としての資質に関する指標の作成が求められています。そこで、東京都教育委員会は、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）」を策定し、教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるようにしました。

東京の将来像と 目指すべき子供 たちの姿

- 誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現
- グローバル化の進展の中でたくましく生き抜く人間
- 共生社会の中で多様性を尊重し積極的に社会的役割を果たす自立した人間

「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」(平成29年1月 東京都)

東京都の教育に求められる教師像

- **教育に対する熱意と使命感をもつ教師**
 - ・ 子供に対する深い愛情
 - ・ 教育者としての責任感と誇り
 - ・ 高い倫理観と社会的常識
 - **豊かな人間性と思いやりのある教師**
 - ・ 温かい心、柔軟な発想や思考
 - ・ 幅広いコミュニケーション能力
 - **子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる教師**
 - ・ 一人一人のよさや可能性を見抜く力
 - ・ 教科等に関する高い指導力
 - ・ 自己研さんに励む力
 - **組織人としての責任感、協調性を有し、互いに高め合う教師**
 - ・ より高い目標にチャレンジする意欲
 - ・ 若手教員を育てる力
 - ・ 経営参加への意欲
- 「東京都教員人材育成基本方針」
(平成20年10月 東京都教育委員会)

今後の教育施策における重要事項

- 1 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
- 2 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
- 3 世界で活躍できる人材の育成
- 4 社会的自立に必要な力を育む教育の推進
- 5 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
- 6 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
- 7 オリンピック・パラリンピック教育の推進
- 8 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」(平成29年1月 東京都)

東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標

成長段階の設定

成長段階については、教員が目指すべきキャリアステージが職層と一致するよう、その職層に応じて身に付けるべき力を示します。

| 教 員 | | | | | 教育管理職 | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|---|---|--|--|--|---|--|--|-----------------------|---|--|---|---|------------------------|---|
| 成長段階 | 教諭 | | 主任教諭 | 指導教諭 | 主幹教諭 | 副校長 | 校長 | | | | | | | | | |
| | 基礎形成期 | 伸長期 | 充実期 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1～3年目 | 4年目～ | 9年目～ | 11年目～ | | | | | | | | | | | | |
| 求められる能力や役割 | <ul style="list-style-type: none"> ○教員としての基礎的な力を身に付ける。 ○教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ○知識や経験に基づく実践力を高め、初任者等に助言する。 ○主任教諭を補佐し、分掌組織の一員として貢献する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割を担う。 ○同僚や若手教員への指導的役割を担う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○高い専門性と優れた指導力を身に付け、都立学校教員全体の授業力の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校運営組織における中心的な役割を担う。 ○管理職を補佐し、教員を育成する。 | 教育管理職候補者 <ul style="list-style-type: none"> ○副校長として必要な学校運営ができる力を身に付ける。 ○自校の課題について、管理職の視点から解決策を立案できる。 | | | | | | | | | | |
| 教員が身に付けるべき力 | 学習指導力 | <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、ねらいに迫るための指導計画の作成及び学習指導を行うことができる。 ・児童・生徒の興味・関心を引き出し、個に応じた指導ができる。 ・主体的な学習を促すことができる。 ・学習状況を適切に評価し、授業を進めることができる。 ・授業を振り返り、改善できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の主体的な学習を促し、若手教員の模範となる授業ができる。 ・若手教員の指導上の課題を捉え、助言・提案等ができる。 ・授業改善や授業評価について、実態や課題を捉え、解決策を提案できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自らの授業を積極的に公開するとともに、自校又は他校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言することができる。 ・教科指導資料等の開発、模範となる教科指導のための教材開発等を行うことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・年間授業計画の実施状況を把握し、学年主任や教科主任に指導・助言できる。 ・学校全体の年間授業計画や授業改善推進プラン、個別指導計画、評価計画等を作成することができる。 | 学校経営力 <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営方針に基づき、担当した分掌における課題について解決策を提案し、教職員を支援・指導して課題を解決できる。 | 外部折衝力 <ul style="list-style-type: none"> ・学校に対する保護者等からの要望や苦情に副校長と共に対応し、解決することができる。 | 人材育成力 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の課題解決に向けて、研修等について管理職に提案し、教職員を指導・育成することができる。 | 教育者としての高い見識 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都教育委員会及び所属する区市町村教育委員会の教育目標や教育施策について学び、日頃の教育実践に生かしている。 | | | | | | | |
| | 生活指導力・進路指導力 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒と信頼関係を構築して、授業、学級での規律を確立できる。 ・生活指導上の問題に直面した際、他の教員に相談しながら解決できる。 ・児童・生徒の状況に応じたキャリア教育の計画を立てることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・他学年や他学級の生活指導上の問題について、共に対応したり、効果的な指導方法について助言したりできる。 ・児童・生徒の個性や能力の伸長及び社会性の育成を通して自己実現を図る指導を行うことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・若手教員が抱える課題に気付き、解決に向け指導・助言することができる。 ・児童・生徒に自己有用感をもちさせることができる。 ・自校の課題について、解決策を提案することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の観察や他の教員からの情報収集に基づき、自校の生活指導・進路指導の課題を捉え、管理職と連携して、改善策を提案し、実行することができる。 ・指導方針や指導方法の徹底に向け主任教諭等への指示や連絡・調整を行うことができる。 ・児童・生徒の個性や能力を把握し、自己実現に向けた生活指導・進路指導の計画・実施を行うことができる。 | | | | | 学校マネジメント能力 | 外部折衝力 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域、関係機関の意見や要望を的確に把握し、外部人材活用や関係諸機関との連携を積極的に進めて、校長の助言を受け、適切に対応できる。 | 人材育成力 <ul style="list-style-type: none"> ・人事考課制度を有効に活用し、教員の能力開発を行うとともに、副校長や管理職候補者等の人材発掘と人材育成ができる。 | 教育者としての高い見識 <ul style="list-style-type: none"> ・教育に対する地域、保護者等都民の期待や保護者のニーズを把握し、高い見識や教育理念に基づいた学校経営を行い、期待に応えることができる。 | | | |
| | 外部との連携・折衝力 | <ul style="list-style-type: none"> ・課題に応じて保護者や地域、外部機関と連携を図り、学年主任の助言に基づいて、解決に向けて取り組むことができる。 ・保護者会等の進め方を理解し、保護者に伝える内容を整理するとともに、信頼関係を構築することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者・地域・外部機関と協働し、課題を解決することができる。 ・学校からの情報発信や広報、外部からの情報収集を適切に行うことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・外部機関等に対し学校の考えを明確に示すとともに、情報収集を適切に行うなどして、円滑な関係を築くことができる。 ・保護者・地域・外部機関と協働し、教育活動をより高いものにできる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者・地域・外部機関からの苦情や要請に対して、円滑かつ迅速な対応を図ることができる。 ・模範授業及び公開授業を実施し、教科等の指導技術を普及することができる。 ・外部への情報発信や広報について、管理職と連携して、ねらいに基づいた計画を立て、実施することができる。 | | | | | | | | | 教育者としての高い見識 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課題についての正しい認識に基づき、自校の問題点に気付き、管理職に解決策を提案し、課題解決に向けた進行管理を行うことができる。 | | |
| | 学校運営力・組織貢献力 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織の一員として校務に積極的に参画できる。 ・上司や先輩へ適切に報告・連絡・相談するなど、円滑なコミュニケーションを図り校務を遂行できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・担当する校務分掌についての企画・立案や改善策を提案できる。 ・上司や同僚とコミュニケーションを図りながら、円滑に校務を遂行できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・主幹教諭を補佐し、職務を遂行するとともに、担当する校務分掌の職務について、教諭等に指導・助言ができる。 ・学校の課題を捉え、校長・副校長や主幹教諭に対応策等について提案できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各会議や校務を遂行する場において、校長の経営方針を周知徹底し、学校運営を行うことができる。 ・教科指導力向上に必要な研修や校内研究等の企画を提案し、実施できる。 ・校務分掌全体の進行管理や分掌間の調整をするとともに、管理職と十分協議して学校運営をすることができる。 | | | | | | | | | | 教育課題に関する対応力 | 教育者としての高い見識 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課題についての高い見識をもち、自校の教育目標の実現に向けて適切に対応することができる。解決に向けた目標設定を行い、的確に役割指示と組織編制を行い、見通しをもって進行管理及び評価・改善することができる。 |
| | 教育課題に関する対応力 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育課題に関わる法的な位置付けや学習指導要領の記述を確認するなどして課題に対する知見をもち、主体的に対応することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育課題についての理解を深め、主任教諭を補佐し、分掌組織の一員として、課題解決のために貢献できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育課題に関する校務分掌での重要な役割を担い、主幹教諭を補佐するとともに、同僚や若手教員に対して適切な助言ができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育課題について高い専門性と優れた指導力を身に付け、学校組織における中心的な役割を担うとともに、管理職を補佐し、教員の対応力向上に関して適切に指導・助言できる。 | | | | | | | | | | | |

指標の「教育課題に関する対応力」の具体的な項目について、以下のとおり、様々な教育課題の中から、東京都教育施策大綱、東京都教育ビジョン等において示されている内容に基づき、これからの東京都の学校教育を推進していく教員に求められる項目を示しています。

なお、各教育課題の解決に実際に取り組んでいく教員と、各教育課題の解決に向けた指導・助言及び組織的な体制づくりを推進する教育管理職とに分けて示しています。

| 教育課題 | 教員 | 教育管理職 |
|-----------------------------|--|---|
| グローバル人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に対して、日本人としての自覚と誇りを涵養し、豊かな国際感覚を醸成することができる。 ・児童・生徒に対して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成できる。 ・児童・生徒に対して、相手の意図や考えを的確に理解した上で、論理的に説明したり、反論・説得したりする能力を育成できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化についての高い見識をもち、自校の教育活動において、豊かな国際感覚を醸成する指導ができていのかを把握し、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。 |
| 人権教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒一人一人の人権に配慮して指導することができる。 ・児童・生徒が人権課題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消しようとする態度と実践力を育む指導ができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重についての高い見識をもち、自校の教育活動において、様々な偏見や差別等をなくす指導ができていのかを把握し、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。 |
| 道徳教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に、他者への思いやりや、かけがえのない生命を大切にする気持ちを育むことができる。 ・よりよく生きるための基盤となる道徳性を、児童・生徒自らが考え、議論し、行動しながら身に付けられる指導ができる。 ・学校、家庭、地域が連携し、子供たちの豊かな心の育成を図ることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を身に付けることができるよう、教育活動全体及び保護者や地域、関係機関等と連携して子供たちの豊かな心の育成を図ることができる。 |
| 不登校に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒にとって魅力ある学級をつくり、豊かな人間関係を育むことができる。 ・不登校の予兆についての気付き、積極的な声掛けや関わりなど、未然防止とともに初期段階での改善・解消に取り組むことができる。 ・不登校になったきっかけや継続理由を把握し、その児童・生徒に必要な支援を保護者や関係機関と連携を図りながら行うことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不登校及び不登校傾向の児童・生徒とその保護者に対する必要な支援や関係機関等との連携について高い見識をもち、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。 |
| 障害のある子供たちの多様なニーズへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するために、児童・生徒の実態を的確に把握して適切な指導・支援ができる。 ・本人・保護者と合意形成を図り、障害のある児童・生徒一人一人に対して合理的配慮ができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育についての高い見識をもち、自校の教育活動において、必要な合理的配慮等が組織的に行われるよう、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。 |
| いじめに関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや自殺等の防止に向けて、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の具体的な取組を組織的に推進することができる。 ・児童・生徒の主体的な行動を促す指導を、保護者や地域・関係機関等と連携しながら組織的に行うことができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等を早期に把握し、保護者や地域・関係機関等とも連携しながら解決に向けて組織的に対応する教員集団を育成することができる。 |
| 情報教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒に、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を育成することができる。 ・授業において、ICTを効果的に活用することにより、児童・生徒の学力の向上を図ることができる。 ・ICTを活用して校務の効率化を図ることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報教育についての高い見識をもち、自校の教育活動において、ICTを効果的に活用した指導ができていのかを把握し、教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。 |
| オリンピック・パラリンピック教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピック教育の目的や内容を正しく理解し、組織的・計画的に推進することにより、児童・生徒に対して重点的に育成すべき5つの資質を身に付けられるようにすることができる。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じ、児童・生徒一人一人の心と体に人生の糧となるレガシーを形成するための指導ができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を通じ、児童・生徒一人一人の心と体に人生の糧となるレガシーを形成させるためにはどのような教育活動ができるかを構想し、自校の教育活動において組織的に推進することができる。 |
| 学校安全に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校の安全管理について、教職員間の情報共有を確実に図りながら自身の意識を高めるとともに、事件・事故に対して、迅速かつ的確に判断し、対応することができる。 ・児童・生徒一人一人の健康状況等を確実に把握し、食物アレルギー等に対する知識・理解を深め、適切に対応することができる。 ・児童・生徒に対して、防災に関する知識、思考力、判断力や行動力、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けられるようにすることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の安全管理、事件・事故への対応、食物アレルギー等の学校の安全管理に関する高い見識をもち、安全管理に対して組織的に対応する教員集団を育成するとともに、適切な判断・指示を行うことができる。 |

「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定について

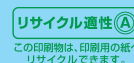
東京都教育委員会 平成29年10月 東京都教育委員会印刷物登録 平成29年度第93号

編集・発行 東京都教育庁人事部職員課

東京都教育庁指導部指導企画課

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

印刷会社 株式会社モモデザイン



「指標」改定のポイント

令和3年6月30日

1 表紙（1ページ）【資料2】

- (1) 現行の表紙に教育目標を加え、新しい施策大綱を掲載した。

2 指標本体（2－3ページ）【資料3】

※ 各項目に該当する箇所がある場合は、資料3に吹き出しの数字で示している。

- (1) 表の見方について説明を加えた。
- (2) 特別支援教育についての記載
 - ・全ての職層の求められる能力や役割の欄に、段階ごとに記載
- (3) デジタル技術・ICT活用指導力についての記載
 - ・全ての職層の求められる能力や役割の欄に、段階ごとに記載
- (4) 外部人材・社会の力についての記載
 - ・全ての職層の求められる能力や役割の欄に、段階ごとに記載
- (5) 中教審答申からの文言
 - ・教諭段階の学習指導力の欄に記載
- (6) 管理職の最下段にある教育課題の記述を充実させ、4ページの教育課題の表から管理職の欄を削除

3 教育課題（4ページ）【資料4】

- (1) 「障害のある子供たちのニーズへの対応」を「特別支援教育の推進」に変更
- (2) 「いじめに関する事項」を「いじめ防止、自殺予防等に係る取組の推進」に変更
- (3) 「オリンピック・パラリンピック教育の推進」を削除
- (4) “教員に求められる具体的な内容”について現状を踏まえ修正